

時効消滅した債権を自働債権とする相殺

相殺について一方の債権が時効によって消滅している場合でも、さかのぼって相殺できることがあると聞きました。どのような場合でしょうか。

1. 相殺と相殺適状

相殺とは、債務者がその債権者に対して自分もまた同種の債権を有する場合に、その債権と債務とを対当額において消滅させる意思表示のことをいいます。民法は、2人が互いに同種の目的を有する債権を負担する場合において、双方の債務が弁済期にあるときは、各債務者は、その対当額について相殺によって、その債務を免れることができると規定しています（民法505条本文）。

相殺する側の債権を自働債権、相殺される側の債権を受働債権といいます。

相殺ができる要件を相殺適状といい、(1)同一当事者間に、同種の目的を有する債権が対立して存在すること、(2)双方の債権がともに弁済期に達していることが挙げられます。

相殺をしようとする者は、自働債権が弁済期にあれば受働債権が弁済期に達していなくとも、自ら受働債権にかかる期限の利益を放棄することによって相殺が可能とされます。

2. 相殺が禁止される場合

相殺適状を満たしていても相殺禁止事由がある場合には相殺はできません。

債権の性質が現実の履行を必要とし、相殺をしては債権の目的を達することができないような場合（民法505条①ただし書）、当事者間に相殺禁止の合意がある場合（民法505条②）、自働債権について相手方に履行しないことが法律上許容されるような事情（抗弁権といいます）がある場合、法律上相殺が禁止されている場合などがこれに当たります。

法律上相殺が禁止される場合として、民法509条は、債務が不法行為によって生じた場合は、その債務者は相殺をもって債権者に対抗することができないとしています。

また、破産法71条①、破産法72条①、民事再生法93条①、民事再生法93条の2①、会社更生法49条①、会社更生法49条の2①、労働基準法17条等相殺を禁止する規定あります。

差押禁止債権を受働債権とする相殺も許されません（民法510条）。

受働債権が差し押えられ、支払を差し止められている場合、例えばAのBに対する債権がAの債権者Cによって差し押えられ、Bに対してその支払を差し止める命令が発せられている場合は、Bはその命令を受けた後に取得したAに対する債権を

もって相殺をしても、Cに対抗できません（民法511条）。

3. 時効消滅した債権の相殺の効果

相殺は当事者の一方から相手方に相殺の意思表示によってし（民法506条①）、双方の債務はともに相殺適状を生じたときにさかのぼって対当額で消滅します（民法506条②）。

民法508条は、時効によって消滅した債権がその消滅以前に相殺に適するようになっていた場合には、その債権者は相殺をすることができると規定しています。元来、相殺は意思表示によって効力を生ずるものなので、相殺適状になっても相殺をしない間に債権が消滅すれば相殺適状ではなくなって相殺が出来なくなるはずですが、時効消滅の前に相殺適状にあるときは相殺により双方の債権が清算されるものとの期待を持つのが普通であることから、さかのぼって相殺適状における相殺の効果を認めることが公平であるとしてこのような特則が置かれたものと解されます。

4. 最近の最高裁判決

この規定に関して、最近興味深い最高裁判決が出されました。

この事案は、Xが相殺の意思表示をした時点で既に自働債権の消滅時効期間が経過していたところ、Xは受働債権であるYの貸金債権についての期限の利益を放棄することにより、自働債権の時効消滅以前に相殺適状になるので、民法508条によりその相殺の効力が認められると主張したのに対し、Yは時効消滅以前に期限の利益の放棄がなされたものではなく、相殺適状にはなかったから相殺は無効であると主張して争ったというものです。

これについて最高裁平成25年2月28日判決は、

- (1) 既に弁済期にある自働債権と弁済期の定めのある受働債権とが相殺適状にあるというためには、受働債権につき、期限の利益を放棄することができるというだけではなく、期限の利益の放棄又は喪失等により、その弁済期が現実到来していることを要する。
- (2) 時効により消滅した債権を自働債権とする相殺をするためには、消滅時効が援用された自働債権は、その消滅時効期間が経過する以前に受働債権と相殺適状にあったことを要する

との判断を示しました。

その理由として判決は、第1に民法505条①は相殺適状につき、「双方の債権が弁済期にあるとき」と規定しているのであるから、その文理に照らせば、自働債権のみならず受働債権についても、弁済期が現実到来していることが相殺の要件とされていると解されること、第2に受働債権の債務者がいつでも期限の利益を放棄することができることを理由に両債権が相殺適状にあると解することは、債務者が既に享受した期限の利益を自ら遡及的に消滅させることとなって、相当でないと

いうことを挙げています。

この判決は、相殺適状の時期及び民法508条の適用範囲について、最高裁が明示的な判断を示したものであり、実務的にも、理論的にも、重要な意義を有するものと考えられます。